

緊急事態宣言発令中の対応について

4月7日、政府より緊急事態宣言が発令されました。外出自粛「人と人との接触を極力減らすため、国民にこれまで以上の協力」を社会として求められました。弊社としても社会活動を担う一翼として、居住者皆様への感染拡大防止と社員スタッフの安全を最優先で対応いたします。つきましては、当該期間における弊社管理業務対応について、事前に下記の通りご通知申し上げます。皆様のご理解と、ご協力を何卒宜しくお願い致します。

記

1. 清掃スタッフ・建物管理担当者・事務職員等の配置について
やむなく一定期間、配置できない場合が想定されます。
2. 家庭ごみ搬出作業について
必要最低限の清掃スタッフの配置、若しくは一定期間、配置できない場合が想定されます。その際は、ゴミ庫に入れず分別し回収日の朝8時迄に回収場所へ出してください。
3. 共用部分の各種工事、保守点検等について
室内に出入りや長時間断水をする作業は中止いたします。外部である共用部分対象の点検、清掃、工事は実行いたしますが、社員スタッフの状況により延期や中止も考えられます。中止案内が出ない事がありますので、ご了承願います。
4. 緊急時の連絡先及び対応について
連絡先に変更はありません。なお、平時の際の対応に比べ遅れが生じる場合や、対応ができない場合がありますことを、予めご理解ください。
5. その他管理運営事項
管理組合の各種支払いの遅延、共用施設の利用申込・解約等の受付が遅滞若しくは中止になります。管理組合定時報告(月次・年次管理業務報告)、管理費収支関連、その他貴管理組合のご了解を必要とする事項についても、遅滞が生じる場合があります。

以上

株式会社メイプルリビングサービス
代 表 電 話 03-5489-4344
夜間等緊急受付センター 03-5489-4334